

## 裁判員経験者の意見交換会議事概要

日 時 平成26年3月12日（水）午後1時30分から午後3時30分まで

場 所 釧路地方裁判所5階第1会議室

出席者 司会者 浜 秀 樹（釧路地方裁判所長）

法曹出席者 中 川 正 隆（釧路地方裁判所刑事部総括判事）

田 中 千 尋（釧路地方検察庁検事）

菅 野 律 哉（釧路弁護士会弁護士）

裁判員経験者 5人

報道機関出席者

NHK

釧路新聞

十勝毎日新聞

北海道新聞（2名） 合計5人

### 裁判員経験者の紹介

庶務（貴多総務課長）

お越しいただいております裁判員経験者の皆様をご紹介します。

1番の方は、殺人未遂等の事件をご担当され、判決は懲役10年でした。

2番の方は、強姦致傷事件をご担当され、判決は懲役7年でした。

4番の方は、強盗致傷等の事件をご担当され、判決は2名の被告人に対し懲役8年と懲役11年でした。

5番の方は、強盗致傷等の事件をご担当され、判決は3名の被告人に対し、懲役6年、懲役4年6月、懲役2年（4年間執行猶予）でした。

6番の方は、殺人事件をご担当され、判決は懲役10年でした。

なお、3番の方は欠席です。

### 司会挨拶

司会者（浜所長）

本日はお忙しい中お集まりいただき本当にありがとうございました。裁判員裁判は新しい制度でありますし、国民の皆様にご直接裁判に関わっていただくということで非常に画期的なのですが、いろいろと負担となる面や、本当に分かりやすい裁判になっているかという心配もあるものですから、裁判員の方にとってできるだけ負担のない、分かりやすい裁判を実現するため、いろいろ感じられたこととお伺いして、次にいかしていければと思います。本日は遠慮なく感じたこと等をお話しいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

### 法曹三者の紹介及び挨拶

田中検察官

私自身はこの1年間で5件ほど裁判員裁判を担当させていただきました。毎回裁判員の皆さんに分かりやすく伝えるためにはどうしたらよいかと試行錯誤しているところです。本日は忌憚のない意見をいただいて今後の参考にしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

菅野弁護士

裁判員裁判に関しては、弁護士会内でもどのようなところに焦点を当てて伝えるかや、法廷での立ち振る舞い方等、会内で研修しているところですが、何よりも直接経験された皆様の生の声以上に参考になるものはありません。今日はたくさん勉強させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

中川裁判官

今日は私の担当した事件の方ばかりということで、懐かしい顔を拝見させていただいております。今日は私がいますけれども、忌憚のない、裁判所に対する率直な厳しい御意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

### **選任手続について**

司会者

特に以下に述べる点については、裁判所としましても悩んでいるところでして、是非率直な御意見を伺いたいと思います。

釧路地方裁判所は管内が広いことから、遠くからお越しの方などの負担を考え、これまで週始めの日の午後に選任手続を行い、その日の午後4時から最初の手続である冒頭手続を行い、翌日から具体的な審理を行っていました。

この運用は、裁判員の方から、前の週に一度裁判所に来た後に土日に自宅等に戻って、また裁判所に来るのは負担であり、やるなら一度にやってほしいという意見によるものでした。中には、逆に、月曜日の午後に来て裁判員に選ばれて、午後4時からすぐ裁判だと言われて大変だという意見もありまして、最近は選任を前の週に行い、審理は翌週の月曜から行うことを試みています。果たしてどちらがご負担が少なく、良いのかというところです。

それぞれ人によって御意見が違うこともあると思いますから、率直に皆さんが感じられるままに述べていただきたいと思います。

1番

郵便局から封書が来たとき、いったいこれは何が入っているのかなと思い、封書の下を眺めましたら釧路地方裁判所と記されていて、ぎょっとしました。中を開けてみますと難しい文言が記されていて、文書の中に「裁判員候補者として選定されました。つきましては何月何日裁判所に来てください。」と記されていて、その文面を見たときには、何か自分は大きいことをしてしまったのかなと不安にかられました。

私はそれまで法律とか裁判所のことはよくわからなくて、しばしば、テレビドラマの刑事ものとか裁判ドラマでしか見たことがなくて、近くの本屋さんに行って裁判員に関する本を買ったりネットで検索したりして頭にため込んでいました。

それで選定されてまず釧路に行かなきゃならないなとまず頭にありまして、とりあえず、会社の上司にちょっとこういうことになってるんですけどもという話をしましたが、私の職場の上司が割と理解がありまして、「それは国の大事な仕事だし、すごいことを任命されたんだから行ってきなさい。」と二つ返事をいただきました。

私は、職場で自分が担っている仕事を代わりに誰ができるんだろうと、ちょっと思ったりもしたのですが、シフト制の勤務態勢であることもあって、代わりにやる人がいて割と融通が利く職場にいたことがよかったのかなと感じました。

話がそれましたけども、最初上司にそう言われまして、ちょっと気が楽になりました。当日十勝方面から釧路まで来まして、幸いにもくじで選ばれたのですが、一連のここまでの流れを見ると、そういう面ではいろいろな人に助けられてよかったのかなと思います。日程の面では別に支障はありませんでした。

司会者

4番の方は選任手続が前の週で、翌週から審理でしたが、それはどう感じられましたか。

4番

私は釧路在住なので問題ありません。距離的にも日程的にも問題ありません。私の場合は金曜日の選任だったのでですけども、土日もはさんで心の準備もできて理想的でした。他の裁判員の方も2名ほど同意見でした。

司会者

そういう意味では5番の方はどうですか、釧路にお住まいではないのですかね。

5番

私は十勝方面に住んでいるので、手続の時間ということで言えば、午後というのは助かります。これが朝ということになると、やはり前の日に入るといことになりまますので、午後の手続でよかったと思います。ただ、選ばれない確率の方が高いということを考えて、2時間くらいの選任手続の時間に対して、また同じ時間をかけて帰るということだけを考えて、やっぱり大変だという思いもありますので、それができるできないは別として、前週に選任することが可能であり、なおかつ各都市の裁判所で、選任手続だけでもそこで行い、翌週月曜日から公判に入ることが可能であれば、なお、理想かなと感じました。

司会者

選任手続を近くの裁判所でという意見があるのですが、法律上それができません。審理をする裁判所で選任することになっているので、そこは今のところ難しいですね。そうした場合には、釧路までお越しいただくとした場合、選任期日とその週と前の週のどちらがいいのかということでは、いかがですか。

5番

状況がそういうことであれば、私がやった時のように午後から選任手続をやって、その日の午後4時から審理するのがいいかなと思います。ただ、正直言って、自分は

その日のうちの午後4時から始まるとは思っていませんでした。選任手続が終わり、火曜日の朝9時からのイメージでいたものですから、午後4時には法廷に座っているというのは、私もでしたけど他の5人の方も、みなさんびっくりされていました。そこに一気に気持ちを持っていくというのはなかなか難しい環境だったというのは、すごく印象として残っています。

司会者

今の問題は選任手続自体を前の週にするかという話と、もうひとつは午後4時から冒頭手続を始めるかどうかということですが、裁判所としては、そこはどういう考えから行っているのですか。

中川裁判官

皆さんにお配りしている書面のなかには、選任後に審理があるという一般的な表現はあるのですが、皆さんに具体的なイメージを持ってもらえていないようです。その点は今後留意する必要があると考えています。

それと、午後4時から始めているというのは、審理予定の関係で午後4時から始めた方が一日延びなくてよいという利点があるのと、同時に、最初の日それぞれの主張を出していただいて、それぞれの主張のイメージを作った上で、一晩おいて審理を始めるというのではないかということで始められたと聞いております。

司会者

月曜日から金曜日の5日間で選任手続から判決までを行う場合、月曜日に始めて、残りの4日間で凝縮した審理をすることになりますが、最後の日には評議をして判決に至るので、実質中間の3日間で審理するので、少しでも前倒しのほうが良いというのと、もう一つは裁判員に選ばれても、どのような事件なのか分からないという問題があります。そこで、最初の日には検察官と弁護人の主張のイメージが伝わった方がよいのではないかということもあって、午後4時から手続をするということです。

ただ、そうは言っても突然裁判員に選ばれて、すぐに法廷に連れて行かれて「さあ」というのは、初めての方はかなりびっくりする状態なのかもしれませんね。

5番

判決に至るまでの評議の内容からすると、午後4時から最初にやる1時間というのは、準備、内容の濃さからいうと適当なのかなと思います。自分としては、前も裁判所にお話しさせていただいたのですが、選任手続をやっているときに、きっと自分が選ばれるだろうという、理由のない確信のようなものがありまして、自分の中で準備ができていたので、1週間はお役に立てればという思いでいたのです。周りの方は選ばれないだろうという人がほとんどでしたので、そこから、内容のことや宿泊の準備について、女性の方たちは、さあどうしようかというところでした。

6番

裁判所に呼ばれたときには、裁判員になるかどうか分からないですし、自分には、その日にすぐ法廷に立たされるという心構えはなかったもので、その点は改善してほしい

いと思います。

2番

午後4時から流れて法廷に入って、何をするのだろうかという心の準備というのはありませんでした。

中川裁判官

そういう御意見が多かったものですから、最近では午後4時から始めるのをやめております。前の週に選任をするか、その週の月曜日に選任をするかの違いはありますけれども、少なくとも選任のその日には裁判を始めないという運用をしています。

遠くから来られる方は前の週に選任手続をしてくれた方が仕事の調整とかがしやすいという御意見もありましたので、可能な限り前の週にしようと思います。ただ、人それぞれの御意見もあり、日程の問題もありますので、日程が難しいということであれば月曜日に選任して火曜日に始めるということもあります。

司会者

以上のように、これからも皆さんも御意見を聴きながら、修正すべき点があれば修正してやっていきたいと思います。

#### **当事者（検察官・弁護人）の主張について**

5番

私の印象としては、検察官、弁護人双方とも、書面であれ表現であれ非常に分かりやすかったです。時折、これはここまで重要なことになりかなり時間を割かれて、若干間延びする場面もありましたが、それでも我々には十分に理解できる状況だったという印象です。

それより印象に残っているのは、検察官、弁護人の方の話し方ですね。すごく感動というか勉強させられたと日々感じていました。強弱をつけ、伝えたいことを声を荒げることなく逆に穏やかに話をされていました。

私の場合は被告人が3名いて、弁護人の方も6名いて、いろんな方の主張を聞いたのですが、本当に穏やかに話されていて、もっともっと大きな声でのやり取りなのかなというイメージがあったので、人に何かを伝えるということでは自分の今の仕事を含めてかなり勉強させていただいた日々でした。

#### **証拠調べについて**

中川裁判官

検察官から現場の図面とか写真とか証拠の書類の説明があったり、人の話をまとめた供述調書を朗読したり、証人や被告人の話を直接聞いたりといった証拠調べがあったと思いますが、法曹三者共通しているのは、事件のポイントとなる部分があると思うのですが、その部分に厚い立証をしたメリハリのある立証を目指してやっています。

そういうメリハリのある立証になっていたかどうかについて、この辺はもっと証拠を厚くしてほしかったとか、この辺は証拠が多すぎていらなかったのではないかとい

う点、また、質の問題として調書より人の話がよかったとか、話を聞いたけど意味がなかったのではないかという点で、証拠の中身についてももう少し工夫があれば良かったのではないかということについては是非お伺いしたいです。

#### 4番

私の案件は強盗致傷とか窃盗とか全部で十数件あったと思います。自分の前の席のモニタに見取図とか現場写真が出るんですけども、めまぐるしくモニタが変わるので理解しづらい場面がありました。

それから一番記憶にあるのは、弁護人は被告人への質問でも淡々とした口調で話してましたが、検察官はときには荒々しく大きな声で話したり、ときにはなだめるように優しく言ったり、あの語り方に感動しました。

#### 1番

証拠が隣から回されてきて、私の印象はドライかもしれませんが、これがそうなんだくらいしかなかったです。それよりも、検察官が事細かに調べものをして、それがモニタに映ってすごい見取図だな、よく写真撮ったな、ずいぶん分かりやすく説明しているなという印象が大きかったです。他の裁判員もおっしゃっていましたが、検察官の話術とか持っていく方とか、それに併せて映し出されるモニタの写真とか見取図とか、本当に分かりやすかったものですから、証拠も分かりやすかったけれどもそれ以上に検察官の理路整然とした話し方や話の持っていく方に感動しました。

#### 2番

とても分かりやすかったです。

#### 5番

皆さん同じ印象だったのだなと改めて今認識できました。検察官の組み立て方とか、手際の良さだったり、必ず相手に対して首を縦に振らず言い方だったり、本当に勉強になりました。

先ほども言った間延びしたという点ですが、被告人がお金を借りているというくだりがあり、その一覧がモニタに出たのですが、借金の一覧表として数字の羅列した画面に何度も戻る場面がありました。私達としては、借金がたくさんあったということは認識できていたにもかかわらず、何度も同じ画面に戻る場面があって、間延びしたと感じました。ただ、そこは裁判長が空気感を読み取ってくれて「そこは分かります。次に進めてください。」と、進めていただいたので、問題はなかったのですが、そこまでの立証は必要ないかなと感じることはありました。

私達6人の意見を紹介しますが、話し方で弁護人の方、私は穏やかなイメージを持ったのですが、ある人は検察官と比べて弱々しいと考える方もいました。弁護する方の気持ちが高いかどうかと、話し方の柔らかさをそう感じる方もいました。証拠を投げかける側、弁護する側、オフェンスとディフェンスと考えると、ディフェンス側はああいうやり取りになってしまうのかなと私は感じたので、弁護人だけが力が入っていないとは私は思いませんでしたが、そうおっしゃる方もいました。

6 番

殺人事件を担当しましたが、証拠写真に色がついていなくて、女性の裁判員の方もグロテスクでなくてよかったという感じでした。私もそういうギトギトした死体写真は見たくなかったので、その辺はすごくよかったと思います。

中川裁判官

6 番の方の事件は犯行態様が争われていたこともありまして、遺体の写真とか血が飛び散っている現場の写真を取り調べることになりましたが、検察官の協力もあり、白黒ではないのですが、かなり色を落として出したものです。これはよかったというところですね。

6 番

はい。

中川裁判官

何かさらに他に工夫してほしいところはありませんか。写真の枚数を減らす等、そういう必要はあったでしょうか。

6 番

いえ、なかったです。分かりやすかったです。

司会者

御存知のとおり、今年は遺体写真が大きな精神的負担になったということが問題になりました。裁判所、検察官、弁護士とも、以前からそういうことがないように気をつけていたのですが、立証ですから、事実を明らかにしないといけない場面があります。殺意が争点になっているときに、実際にどのようにしたのか分からないのでは判断できないからです。かといって確かに遺体写真を見ることは負担ですし、私も正直言って裁判官になったから、仕事だから見なければいけないと我慢するところもありました。初めての人は当然負担だと思いますし、必要最小限になるよう努力しているところです。6 番の方は思ったより息苦しい事態にはならなかったということですが、皆さん同じ感じ方でしたか。

6 番

女性の裁判員の方は1名だけ、遺体の状況等がもう少し分からない感じでやってほしいみたいなことは言っていましたが、それだとあまりにも事件の内容が分からないと思います。

中川裁判官

供述調書の取調べですが、事件によっては証人本人が来た方がいいというものがあるのではないかと考えているところです。4 番と5 番の方に伺いたいのですが、それぞれご担当の事件が強盗致傷で被害者がおられます。共犯者の話は聞いたと思いますが、被害者は供述調書になっていました。その点について供述調書で足りたのか、それとも被害者の方に直接来ていただいて話を聞いた方が良かったのかという点について伺いたいです。

4番

私は被害者の方に来ていただきたいというのがありました。2名の被告人で主張が違い、判断しづらかった部分がありましたので、被害者の方に来ていただいて説明してもらった方が、どちらが主犯格かよく分かったと思いました。

中川裁判官

4番の方の事件は、公訴事実についての争いはなく、どちらが主犯かが争点だったものです。現場の状況についての話が違っていた点があったのですが、どっちの言い分が正しいのかの判断がしづらかったということですね。

4番

はい。

5番

被害者の心情とか怪我のことを考えると、被害者には取って来ていただかなくてもいいのかなと思います。十分検察官が調べていただいているので。本人が出てきていれば違うニュアンスも聞けるかもしれないと思いますが、全体としては検察官の方に話していただいたことで分かるのかなと思います。

被害者の方の精神的負担の軽重は違うと思いますが、その方が出てきて主張したいということであればいいのかなと思いますが、あくまでも被害者の気持ちを入れて考えていただければいいのかなと思います。

中川裁判官

6番の方に伺います。ご担当の事件は殺人なので被害者本人から話は聞けませんが、犯行に至る経緯等についての供述調書もいくつかあって、弁護士から出された精神鑑定の書面が朗読されましたが、こういった点で、この方には証人で来てほしかったというのはありますか。

6番

皆さんと話しましたが、医師の方に来ていただいて説明していただいた方がもっと分かりやすかったのではないかと思います。他は供述調書のままで分かりやすかったです。

司会者

今お話がありましたように、被害者から直接話を聞くのは分かりやすいという利点がありますが、被害者の方にとっては、来ていただくという負担や、また話を聞かれるという精神的負担もありますし、いろいろな質問をされることで2度被害にあったような気持ちにさせてしまうのも申し訳ないという思いがあります。ただ、結論も量刑も正しい判断をするためには必要な場合もあるので難しいところです。今のお話を参考にさせていただきたいと思います。

菅野弁護士

皆様が参加された裁判員裁判では、おそらく情状証人という形で本人の家族が出てきたと思います。だいたい情状証人は、弁護士が申請して来てもらっているのですが、



何のために呼んでいるのか意図が分かりにくいとか、あるいは来てもらってよかったとか、もっとこうしてほしいとかそういう印象があればお聞きしたいです。

1 番

被告人の両親が見えていて、私の印象ではお父さんが小声ながらも息子がやっていることに対して深くお詫びしたのですけども、私はあの光景を見た限りでは、遠方からお父さんお母さんに来てもらって、息子さんも心が晴れたかなってというそういう気持ちになりました。

2 番

お父さんが見えられまして、私にとっては印象が薄いのかな。やったのは本人なのにな、と思いました。

4 番

私の場合は、お父さんが見えられましたけれども、なんだか身元引受人という形で、出てきたように受け取りました。本当にこの人は更生させるために来たのか、それとも刑を軽くするために来たのかということが分かってしまいました。

5 番

被告人らの母親や奥様が来ていたと思います。裁判官の方たちのアドバイス等もあり、審理の後半では全て事件を一つの事実として見られるように、少しずつなっていたので、お母さんとかの話している内容で、心の側で影響されるということは思ったよりなかったです。

呼んだ方がいいか、呼ばない方がいいかということでは、自分ならどうだろうと考えたときに、あそこの場に母親を立たせることはできないなというのがありましたので、裁判員という立場でないところの、人として考えると、自分なら親を呼ぶことは100パーセントないかなと思いました。

若い被告人でしたけれども、僕にはそれが、親を出したことが心に響いているのかなと見えました。驚いたのは、人というのは感じ方が違うんだなということなんです。被告人が法廷で泣いた場面がありましたが、私たちの間で受け取り方には違いがあり、本当に同じ表現を見ている感じ方が違うんだなと思いました。一概に自分の意見だけを通すことはしてはいけないんだな、というのはすごく学べる時間が多かったです。

6 番

親が来たからどうだというのはないです。ただ、娘がやった事件ということで、親は身元引受人のような感じで来たんですね。私は別に親が来ようが誰が来ようが左右されないの、来て来なくてもどちらでもいいと思います。

菅野弁護士

ありがとうございます。証人として家族を呼ぶ目的としましては、本人にとっての裁判で自分の親が来てくれたということが、いい方に左右すればということももちろんあるのですが、裁判員にとっても、その人が決して孤独な人ではなく、社会に戻ってきたときに受け入れてくれる人がいるのだということが、刑を決める上で、いつ社

会に戻るのかを決める上で、何らかの良い方向になるのではないかという思いがあるからです。

田中検察官

現場の図面とかの証拠については分かりやすかったという御意見をいただきましたが、供述調書について、その朗読をしていたと思います。捜査段階での供述調書はもう少し長いです。これは、裁判員裁判に合わせて短くして抄本として出していて、抄本にするときに重要な部分を残しつつ冗長にならないようにと色々考えているところです。朗読を聞いていて長すぎたとか、削りすぎで分からないということがあれば教えていただきたいです。

1 番

検事の方がお二人いて、交代で述べていました。私の印象は本当に端的に分かりやすく無駄のない、そういう印象でした。本当によかったです。

2 番

分かりやすく伝わったというのが印象です。

4 番

私の場合は件数多くて、こんなに証拠が必要なかと思いました。写真とか見取り図とかかなりの枚数だったので驚いていました。調書自体は十分理解できました。

5 番

分かりやすかったです。

6 番

分かりやすかったです。検察官はハキハキしていましたが、弁護人はぼそぼそしゃべっていたので、人それぞれだなと思いました。

#### **全般的な感想、印象、これから裁判員になれる方へのメッセージ等**

1 番

今回、裁判員というのを初めて経験して、月並みだけど非常に勉強になりました。どちらかというとお堅い裁判所の中の雰囲気も、裁判がこういうふうに行われるんだというのも垣間見ました。もう少し、私達の身の回りは法律に取り囲まれていますから、もう少し身の回りの分かりそうな法律も勉強していこうかなという考えにもなりました。

先ほど証拠調べの写真等のお話が出ていますが、私の案件の場合は写真については、お腹を切った後の縫い目の写真というんですか、うまく表現できませんが、そういう写真があったくらいで、足とか腕を切断したとかそういう写真はなかったです。遺体の写真もなかった。そういう写真の点では私も他の裁判員の方もそんなに心の負担にはならなかったという気はしました。

これからいろんな事件によってどういう写真が出るか分かりませんが、所長さんもおっしゃったように、そういう写真をどこまで提供しなければならないのか、やっぱり分からなくしてしまうということも理解はできますが、適切な裁判をする上で

は、やはりちゃんとしたはっきりした形で出さざるを得ないのかなということも頭をよぎりました。

そうなる中、中にはそういう写真を嫌がる人も当然いると思いますので、何らかの方策も考えていかなければならないのかなと、人ごとですみませんがそのように感じました。

## 2番

裁判員になって、ものすごい確率のところにあたったんだと、私は嬉しかったです。今日、裁判所の中に入ったら被告人の顔を思い出してしまいました。それだけ印象が強かったのかなと思いました。法は人を裁くのではなくて、守るものなのかなということを考えてみましたが、被告人も法で守られて刑務所に帰ったのかなと感じました。

## 4番

私は正直言って、報酬もいただくということなので、最初は軽いアルバイト気分で行ったところですが、実際に選任されたときは驚きました。私のような年齢でも選ばれたってというのは大変名誉に思いました。

裁判官の方に法廷を見学させていただいたときに、実際の法廷を見るのは初めてで、裁判官の椅子とかも見て、その横に裁判員の席を見て自分がここに座れるんだと思ったら、心臓がどきどきしました。

私の場合は5日間でしたが、一生懸命やったせいか、本当にあっという間の5日間でした。自分としては勉強になったことがたくさんあり、うれしいことでした。

オーバーな言い方ですが、この年になって自分が少しでも社会に貢献できたと誇りでいっぱいです。最後に裁判長にいただいたバッジがありますね。普通のバッジだとは思いますが、私にはすごく重く感じました。

余談ですが、早速バッジを持って孫のところに行って、おじいちゃんはこの仕事をしたんだよと、ちょっと自慢しました。

## 5番

全体的な感想をまず述べさせていただきます。改善点とかメッセージは改めて述べます。

私が今思い起こすと、間違いなく真摯に向かい合った5日間だったと、揺るぎなく思っています。まず、感謝の気持ちが出てくるのは裁判官と裁判所の職員の方のご配慮です。本当に今でも感謝の気持ちでいっぱいです。

突然選ばれて、法律に全く無知な集まりでも、裁判官の方の心配りされた言葉遣いですとか、分かりやすい法知識ですとか、何より評議するにあたっての意見を出しやすくするための雰囲気作りであつたりとか、そういうことを日々やっていることをすごくびっくりしました。

判決という一つの方向に全員が向かって、一つの結論をたった5日間で出せるんだなということに驚きました。性別も年齢も生活環境も土地も違う人たちの集まりの中で、最初月曜日には後ろ向きに見える方も当然いましたし、全然違う方向で意見を話

されている方もいたのを鮮明に覚えていました。でも最終的には、最後の評議の時間の雰囲気を一歩引いた形で考えると、全員が一つの方向に向けているな、すごくいい時間だなと思ったのは、改めて裁判官の3人の方に素晴らしいなという思いがあります。

全員で決めることですので、全員が同じところにたどり着くわけではないので、ちょっとその部分で気持ちが重たくなってしまった部分もあったのですが、最後判決が終わって部屋に戻って感想を言い合っている中で、裁判官の言葉にすごく救われました。この言葉のおかげで、十勝方面に2時間かけて気分よく晴れて帰れると思えました。

どうしても私は人を裁いているというのがずっとあって、この年齢で人を裁くなんて、言葉は悪いですが何様だという思いがあったのです。ただ、それについても真摯に向き合おうと思ってはいたのですが。そこに、裁判官の一言として「我々は人を裁いているのではない。罪という、やってしまったその事柄を裁いているのです。」と、それを聞いたときに本当に支えていたものが全部抜けたなという思いがありました。感謝できる5日間だったなあという思いです。ありがとうございました。

## 6番

最初、人の人生を決めなきゃならないという、ちょっと重いなという印象で裁判所に来たのですが、来てから裁判官の方や周りのスタッフの方々が気持ちよく接してくれたというか、やりやすく接してくれたというのが印象的で、最初選ばれたのは嫌だなと思ったのですが、何日かやってみて達成感というか充実していたというか、そういうイメージでよかったなと自分ですごく思います。

## 司会者

5番の方、改善点についてはいかがですか。

## 5番

先に感謝の気持ちのところで言い忘れたことがあったのですが、裁判所の職員の方、毎日ホテルから朝来たときにエレベータ前で出迎えていただいて、法廷から戻ってくるときに毎回戸を開けていただいて、そこにお疲れ様という言葉をしていただいて。それは、仕事と見れば当たり前かもしれませんが、あれを毎日していただいたことへの感謝というのは日々ありました。職員の方へ、本当にありがとうという気持ちで帰れるような行動をとっていただいたことに感謝していますということをつけ加えさせていただきます。

改善すべき点は、遠方から来られている方の宿泊という点です。裁判の審理とは全く別の現実的なところなんです。午後3時に選ばれて4時から始まって5時には宿探しというのは大変だと思います。自分のように出張が多い人間なら何とかできると思いますが、自分の親をイメージすると分かりやすくて、釧路という土地鑑のないところで、釧路駅には何とかJRに乗せて送り出すことができても、釧路駅から自分でバスに乗って裁判所まで来て、選任手続に出て選ばれて、5時からホテルを探してというのは

基本的に難しいかなと思います。

すると、私も休みを取り、母親を同行して一緒に来てという形じゃないと可能でないだろうと思いました。じゃあ、どうすればいいかは別として、おそらく出来ない年代・性別の方もいるのかなと思いました。私の母親とも、早く70歳を超えてほしいという話もしたんですが、母はできないと思うという話をしていました。

もう一つ改善点は、例えば、A市の事件であればA市在住の方を外すとか、釧路の事件なら釧路在住の方を外すということがあってもいいのではないかなと思いました。

担当した事件が起きた場所が、歩いても行ける距離のところでした。地図を出されても本当にすぐイメージができるような、土地鑑があるところでした。

法廷に立ってこっちから見えているということは向こうも見えている。逆に傍聴席からも我々を見ていると考えたときに、私は分からないけども、あっちに座っている人は私ということを知っているのではないかと、仕事上のお客様がいるのではないかと考えたときは、すごく複雑でした。私は目は悪くありませんが、眼鏡をかけて5日間法廷に出ました。

それから、やはりこれだけ狭いんだなと感じる出来事がありました。被告人やその親族と小学校からの幼なじみの人が、私の知人だったのです。何の事件だということをお話したときに、被告人のお母さんってこんな性格じゃなかったかということをお話されて、まるで、簡単に心臓をかき回されているかのような思いをしました。当然知っている人から見ればそういう感じなのでしょう。

他にもつながったなというのが、弁護人のうちの一人が自分がお世話になっている近い関係の隣に住んでいた方だったことです。

また執行猶予になった被告人は、判決から数か月しか経っていませんが、偶然見かけることができました。当然人前でしゃべることはないかと心がけていますし、本人が気付いたか気付いてないかは分かりませんが、ここまで早い段階で合致することがあるということは、いつか会おうだろうなと思いました。守秘義務とは別として、裁判員をやった人は背負って行かなければならないんだなと思いました。被告人の方の顔が浮かんだという話もありましたが、3人の被告人とも、声も顔のイメージもすぐ出てくるくらい覚えています。

そういうことについてはすごく重たいことだと思いましたし、会わなくていいならその方がいいと思いますので、その事件の土地の人を避けるということが、一つの配慮としてあってもいいのかなと思いました。

傍聴席の人が増えていったときに、何となく見たことがあるんじゃないか、仕事柄見たことがある人なんじゃないかと感じてしまっていました。傍聴席の方から「いたよね」と言われるようなことはまだないですけども、そういうことはできれば起きない方がいいなと思っています。改善すべき点はその2点です。

司会者

被告人、犯罪地と選任については何かありますか。

中川裁判官

選任の段階ではありません。純粹にくじで選ばれるということです。昔は性犯罪の事件では、検察官側の質問で、被害者と裁判員が知り合いだ問題だということで、被害者の生活エリアにいますか、というような質問をしていた事件もあったと思いますが、裁判員との関係でそういった質問は特にしていないのが現状です。

司会者

釧路が遠いので、各支部でやってほしいという意見もあれば、逆に、今おっしゃったように、自分の街の事件や自分の街でする裁判の裁判員になるのは嫌だという意見もありまして、見解が分かれるところではないでしょうか。

宿所の関係では、今年度は釧路でも大きなイベントが誘致されることが多くて、中には千人規模の人が集まるイベントに裁判員裁判の日程がぶつかってしまい、なかなか宿が見つからないと苦労したこともありました。

裁判所がどこかホテルを押さえておけばよいという考えもありますが、それも難しい問題がありまして、苦慮しながら、ホテルの空き室情報を収集する等して、できるだけ皆様のご負担は減らしたいと思って運用しているところです。

中川裁判官

宿泊の点で5番の方の意見をいただいた後、改善した点があります。宿泊先がよく分からないという方については、御希望を聞きながらホテルへの電話を裁判所の担当者が代わって行うという対応をしています。それから、選任期日のその日の午後4時にすぐに審理をやらないということもして、いただいた御意見を活用させていただいています。

### **法曹三者からの感想**

司会者

最後にそれぞれ、検察官、弁護士、裁判官から、感想をいただけますか。

田中検察官

今日は、証拠を提出する側として、伝わっていないのではないかと不安がありまして、いろいろ言われてしまうかと不安でしたが、思っていた以上に御理解いただいたということでホッとしました。今日の御意見を参考にもっと分かりやすい説明ができるように努力していきたいです。ありがとうございました。

菅野弁護士

本日はありがとうございました。アンケートでも、分かりやすさ、声の大きさとかで検察官に大きく差を付けられてしまっており、全国的にも言われているところです。

弁護人も意識しなくてはならないと改めて今日感じることができました。弁護人の振る舞い一つで被告人に悪い印象をもたれてしまうこともあり、それでは弁護人の役割に反してしまいます。本来の事件よりも気になることができると、弁護活動に大きな障害になってしまうので、見た目や話し方も、今後もっと気をつけていきながら、技術の向上に努めていきたいと思っております。本当にありがとうございました。

中川裁判官

もっといろいろ伺いたい、お話しを聞きたいなというところですが、お時間ですので、また今後も今日いただいたお話をいかしていきたいと思います。

また何かありましたら、この場だけでなくも更に御意見をいただきたいと思います。ありがとうございました。

4番

私のグループに往復200キロのところを毎日通った方がいましたが、審理に支障をきたしたのではないのでしょうか。ああいう方はホテル宿泊を義務付けることはできませんか。

中川裁判官

義務付けることはできません。通われている方は他にもいらっしゃいますし、宿泊する権利はあるのですが、それを行使するかどうかは裁判員の方次第です。泊まっていたらいいですよとお勧めはしていますが、最終的な判断は本人次第です。

司会者

今日は貴重な御意見をありがとうございました。裁判員裁判を経験された方からいろいろな事を伺えて良かったと思います。これを裁判所、検察官、弁護人はしっかりと伺いましたので、今後に役立てていきたいと思います。本日はありがとうございました。

### 記者からの質問

NHK

皆さんが担当された事件ではそうではないかもしれませんが、裁判員裁判になる事件については、事前にセンセーショナルに報道で取り上げられることもあります。そのような報道の在り方について、審理への影響等、御意見や要請があればお聞かせください。

1番

当時の報道の仕方云々ということでは、ちゃんときめ細かに分かりやすく、簡潔に報道しているなどそういう感じでした。ですから私が聞いたNHKの報道については、無駄もなかったし、特に問題もなかったと思って聞いていました。

中川裁判官

1番の方が担当した事件は、事件が起きた地域ではかなりセンセーショナルに報道されていて、多くの裁判員の方は報道で知っていたと記憶しているんですが、質問者はそういう報道を聞いていてどういう風な気持ちで裁判に臨まれたかということかなと思うんですが、その点はどうですか。

1番

今いわれたように、新聞等で結構大きく取り上げられた事件でしたので、私達も実際、選任されてどういう事件にあたるのかなと思っていたらまさにその事件でした。ですから、うまく言えませんがちょっとプレッシャーがかかりました。

## 5 番

躊躇とかはありませんでした。私の案件も皆さんの事件から比べると刑期が短く比較的軽かったのですが、起こったところが小学校や中学校が隣接しているところで、犯人が捕まらないということで、地区では集団下校を行う等一時騒然としました。鮮明に覚えています。そういうイメージを持って関わったときに、影響がないというのは、何度も言っているように、あくまでも法廷に入ると検察官の主張や弁護人の主張と、裁判官の方たちとの評議の中で審理していくので、報道の紙面によるイメージ等は基本的に残らないというか、消している状態で評議に入っていくので、一事実としては認識できますが、影響することはないし、報道の文章を読んでも過不足なく十分伝わっていると思います。

### 北海道新聞

まず、裁判員の候補に選出されたという通知が来たときの印象を率直にどう感じられたかということと、裁判員を実際に経験されて仕事とか家事とか介護など、プライベートに支障を来して困ったことがあれば具体的なエピソードを教えてください。

## 5 番

裁判所の改善点の一つにもなるのですが、通知に対する返信期限を1週間か10日長くしてほしいと思いました。

ちょうど、北海道を長く離れる日と送っていただいた日が同じで、仕事で2週間くらい不在にしていた、戻ってきたら郵便局からの不在通知がいっぱいになっていたのです。その時には本番の方がきたと認識はできたのですが、返信期限が1週間で切っていて、できるだけ早く返したかったのですが、遅くなってしまったのです。

感想に関しては候補に選ばれましたという通知が事前にきていたので、それが当たったんだという感じでした。

資料を見ましたが、行ってみなければ分からないという気持ちもあったので、経験させてもらおうという気持ちしかなかったです。

自分の身体を空けるので困ったということについては、私の会社は裁判員制度が決まったその年に特別休暇の扱いを決めてくれていたので、会社の中で私が初めてその特別休暇を使った人間になりましたけれども、どのように休暇等を扱うかについては混乱せずスムーズに送り出してもらいました。

## 6 番

2月に最初に裁判員になるかもしれないですよという通知が来て、その後、忘れた頃の12月に裁判員候補者になりましたという通知が来ました。今年は大丈夫だなと思っていたら、12月に来て、あれって思いました。自分はやらなくてもいいなと思っていたところに通知が来たので、改善してほしいなと思います。最初の通知から二、三か月くらいで裁判員を選んでほしいというイメージがあります。

### 十勝毎日新聞

5 番の方に伺いたいんですが、特別休暇は最大で何日くらい休めるのですか



5 番

基本的には実日数です。我々は月から金でした。初めてのケースだったので私は前泊させてもらうことで会社に受け入れてもらいました。ちなみに、今日は特別休暇はダメでした。有給休暇を取って参加しました。

十勝毎日新聞

皆さんの判決に控訴があったかどうかは知らせてもらっていますか。

中川裁判官

控訴があったかどうかは裁判員の方から、電話で照会がない限りはお伝えしておりません。

なお、1 番の方の事件は控訴があり控訴棄却に、2 番の方の事件も控訴があり控訴棄却になりました。4 番の方の事件も2名の被告人のうち主犯とされた方の被告人から控訴があり控訴棄却になりました。5 番と6 番の方の事件は控訴はありませんでした。

北海道新聞

守秘義務について、自分の中にとどめておかなければならないということで辛い等と思ったことはありませんか。

1 番

守秘義務に関しては、ちょっと自分は神経質になりすぎてしまったのかなというところがありまして、いったい守秘義務というのがどこまでの枠なのかについてちょっと悩みました。身内、家族だけはいいいのか、対外的に例えば職場の上司とか頭に浮かんだんですけども、これは秘密を守っていることだから絶対に漏らしたらいかんぞという、ちょっとそういう気持ちで私は通しました。

けれども、やっぱり緊張しましたね。家族や職場の上司にこういうことで休みをもらって釧路に行くから、という話はしましたが、新聞報道でも後日記事が載り、事件の内容と判決が出たという記事が出たときに、ああ、この記事だったんだねってことが、自分はしゃべっていなくても、新聞記事を見てうすうす分かっていたのかなという感じがありました。だから新聞の記事から、あの件で行ったのだなという部分はありました。

2 番

選任手続の話は会社にして理解を得て休みをいただくことはしなければならいので、会社と話しました。事件に関しては、心にためているのは苦しいので妻には話しました。仕事をしているうちにだんだん内容も薄れていって、他の人にはしゃべっていません。

4 番

守秘義務は抵抗ありません。裁判の経験を話してもあまり深く追及されません。周りの人も候補者になっている人が数人いますので、守秘義務のような、そういう裁判員の制度については浸透しているのではないかと思います。守秘義務という言葉も

知っている人が多いので、私は抵抗ありません。

#### 5 番

これから裁判員になる人へのメッセージも合わせてですが、この貴重な経験を数多くの方に伝えてあげたいです。そして、裁判員裁判の制度自体が決して珍しいとか雲の上のことじゃなくて、身近なことで、本当に素晴らしいチームに導かれてという時間を過ごせるんだということを、自分の思ったことを伝えてあげたいという思いがすごくありました。伝えようとするとな常に守秘義務と背中合わせになるのです。宿を探すのが大変だよとか、手続を含めて、冒頭手続があり、証拠調べがあり、論告、最終的に判決だよという流れは話せます。

話せないのは判決の票数とか、そこは話せないで終わらせるのですが、逆にそこに興味を持ってくれる人が多い方が、私としては今後のためにつながるし、この自分の経験を一人でも多くの人に伝えたい。守秘義務というのは裁判員が始まったときに皆さんざっくりとは分かっているのだから、僕ら以上に、しゃべれないのだなということをみんなが思ってくれていますので、逆に聞いてきません。聞いてこないのはそこを思っているからなのか、あまり興味がないからなのかは分かりませんが、自分の場合には仕事の相手先にも1週間身体を空けると伝えていましたし、報告としてこんな貴重な経験をしましたよ、封筒届いたら真っ先に呼んでください、全て教えますと、興味を示した皆さんには言っていますが、当然守秘義務があることに関してはお話しできない。それは自分の中で持っていこうかなと思っています。

#### 6 番

守秘義務に関しては、別に家族に言ったくらいで、それを誰かに話したから自分が楽になるとか別に感じないタイプなので、私は考えてないというか、あまり負担に思っていないです。

#### 北海道新聞

裁判員制度を導入した経緯が市民感覚を裁判に反映させるということで、判決の際には過去の判例とかも加味すると思いますが、実際経験してみて市民感覚はうまく反映されていると感じますか、それとも足りない部分があると思いますか。

#### 5 番

法律を熟知した法曹三者で今までやってきたことが行き着くところもベストだと思いますし、裁判員制度を導入する要因になった一般市民の意見を取り入れるということも分かります。

自分が裁判員をやってみて想像するところは、裁判員が全員女性だったら、男性だったら、高齢だったら、若かったら、既婚者だったら最終的に判決はどうだったのだろうというところです。

ただ、そこは何度も言っているように裁判官の方の適切な誘導でそう揺るぎなくゴール、着地点には持って行けるとは思っています。ただ、やはり、置かれている状況というのはみんな違いますから、育ってきた環境、感覚全てが違うので、最終的には

多数決という形になりますので、そこで幅が出来たときには、いまの多数決という方法は素晴らしいと思っています。

あくまでランダムで選ばれただけで、私のときは男女3人ずつ、いろんな角度から考えられる人が選ばれたという思いがありました。

質問に答えると十分我々の意見は、反映していただいたという思いはあります。

#### 1 番

5 番の方の意見と同意見です。裁判員が選ばれたのは、コンピュータで無造作にただランダムに表示されて何番何番で選ばれただけなので、たまたまバランスよく男性女性、選ばれるケースもあれば、女性ばかり男性ばかりとか、若い人ばかり中高年ばかりということもあるとは思いますが、ただ選ばれた確率という訳ではないですが、自分はたまたまバランスよく、様々な職種の方がいました。まさにいろんな分野からのオーソリティばかりで、判決に至る評議も自分も中に入ってスムーズに議論できたと思います。

自分はたまたまそういう環境でよかったというだけで、偏りがあつたとき、果たしてうまく評議して判決まで至ることができるのかなと、とりとめもなく、そんなふうに感じました。